

## 平成25年度 第2回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成25年6月 7日(金)  
午後1時30分～3時30分  
場所 流山市役所 3階庁議室

### 1 次第

(1) 開 会

(2) 委嘱状の交付

(3) 諮 問

(4) あいさつ

(5) 議 題

ア 諮問について

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の改正案について

(6) 報 告

ア 会長職務代理者について

イ 福祉施策審議会委員の定数の変更について

(7) 閉 会

### 2 配布資料

ア 諮問書(写し)

イ 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援に伴う要綱及び要領の改正案について

ウ 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱

エ 流山市地区敬老行事支援事業実施要領

オ 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱新旧対照表

カ 流山市地区敬老行事支援事業実施要領新旧対照表

キ 流山市附属機関に関する条例

ク 流山市附属機関に関する条例(新旧対照表)

### 3 出席者

議 長・・・中会長

委 員・・・石塚委員、中村委員、漆原委員、池上委員、鎌田委員、松本委員、鈴木(孝)委員、落合委員、小金丸委員、大野委員、寺田委員、小島委員、竹好委員、櫻井委員、鈴木(五)委員、白野委員

事務局・・・染谷健康福祉部長、村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、河原健康福祉部次長兼健康増進課長、今野高齢者生きがい推進課長、橋本高齢者生きがい推進課長補佐、木村高齢者生きがい推進係長、増田障害者支援課長、宮本社会福祉課長補佐、豊島健康福祉政策室長、小島社会福祉課主査

傍聴者・・・なし

#### 4 議事録

##### 【質疑】

(議長)

それでは、議事に入らせていただきます。

只今、市長から当審議会に諮問がありました。「流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の改正案について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の改正案について説明

(議長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(鈴木(五)委員)

老人クラブ助成金の対照表の2ページについて伺います。4条の1の1で4千円かける12か月としますと、基礎分が4万8千円ということですか。それに会員数3人以上1人100円ということは、3千円と理解して良いですか。

(事務局)

1つ目の4千円かける12か月で、4万8千円が全てのクラブに適用されます。それに加えて会員数30名以上1人増えるごとに100円加算されます。

(鈴木(五)委員)

その100円とは月ですか、年ですか。

(事務局)

年100円です。

(鈴木(五)委員)

30人のクラブでしたら、4万8千円と3千円と理解してよろしいですか。

(事務局)

いいえ30人でしたら、100円です。さらに1人増えるごとに100円です。31人なら200円32人で300円となります。

(鈴木(五)委員)

大幅な増額があるかと思っていましたが、微々たるものですね。

(事務局)

現状をご紹介します。現在老人クラブは75クラブありまして、30人未満のクラブが17クラブで、50人未満のクラブが50、それ以上が25クラブあります。100人以上が2クラブありますので、クラブ員数引く30かける100円となりまして、多いところでは120人のクラブ員数がありまして、100名のクラブでは、4万8千円と7千円になります。

(鈴木(五)委員)

私も老人クラブの監事をやっていますが、年間100円で会員の増に一生懸命になれるかとは思わないのですが。

(事務局)

今の例で言いますと、4万8千円と7千円で5万5千円の補助となります。

(鈴木(五)委員)

基本額を下げて、人数割をもっと増やすとと思っていましたが、年に100円で人数を増やす動機にはならないと思います。

(事務局)

4万8千円は皆様に一律にお受け取りいただいている交付金です。事務局としても2つの考えがあり、基本額を半額にして行っている事業数又は会員数の部分を多くするのか、4万8千円は据え置いて付加部分を小さくするか、意見が分かれました。この審議会でどちらの部分を多くするのか、ご意見を賜りたいと考えております。

(議長)

今の事務局の説明では、その資料では基本額は4千円かける12か月で4万8千円となりますが、その基本額を下げて加算部分を増額するとの提案もありますとのことですが、ご意見お持ちの方はおられますか。

(白野委員)

老人クラブの人たちの希望はありますか。

(事務局)

足りないとかの要望は特にありません。ただ、現状を維持してもらいたいとの要望がありました。ごく一部のクラブからは、会員数に差がでてきています。多いところもあれば、少ないところもあり、同額とはいかがなものかのご意見をいただいております。

(事務局)

皆様に諮問する前に近隣11市の部長会議に動議を出しまして、11市の状況を伺ってまいりました。均一の補助金を出しているのは流山市だけでした。流山市のように4

万8千円を固定するか、固定する部分を半額にして付加部分を大きくするのか、どちらが良いのか皆様のご意見を賜りたいと考えております。

(鈴木(五)委員)

国の補助金ではいじれないのですが、これは交付税措置されているものですか。

(事務局)

県の補助金です。県のランク付けにより交付されています。

(鈴木(五)委員)

県のランク付けはどうなっていますか。

(事務局)

市の規模によって県からの支給額が異なっており、流山市は200万円支給されています。

(鈴木(五)委員)

国の補助でないなら、もっとダイナミックにしたほうがいいのではないのでしょうか。

(櫻井委員)

会員数30人以上とすると30人を含みますので、分かり難いので、30人超としたほうが良いのではないですか。

(鈴木(五)委員)

私の個人的意見ですが、人数を増やして活動を活発にしようとする意図ならば、もう少し基準額を下げ、1人を200円とか300円に増やす方が、会員増につながるのではないのでしょうか。

(議長)

鈴木委員のご意見は基本部分を減らして、加算部分を増やしたほうが良いのではないかとのご意見でした。他にご意見はございますか。

(石塚委員)

私は、老人クラブ代表ですが、老人クラブの現状は全国的に会員数が減少しています。老人クラブに入らなくとも、楽しみがあり生活が充実している。生涯大学に市もお金を使っていると思うのですが、その生涯大学を卒業した方たちは、自分たちで趣味のサークルを作って写真や旅行等に流れていって、老人クラブには全然入ってこない状況です。行政も生涯大学を卒業したら老人クラブへの加入を義務付けていただければと私は考えておりますが、流山市の老人クラブも会員数が減少している中で、基本額を減額され

ると小さな老人クラブは、運営に困難をきたすわけですから、現行の基本額4万8千円は、堅持していただいて、プラス・アルファを千円に増やしてもらいたい。これが老人クラブの意見です。是非皆様に、ご賛同いただきたい。

(議長)

石塚委員から、基本額は現状維持で、加算部分をもう少し増額してもらいたいとの意見ですが、他にご意見はございますか。

(鈴木(孝)委員)

社会福祉協議会の会長をしており、老人クラブと地区社協の事務局をしておりますので、若干意見を述べさせていただきます。老人クラブにつきましては、石塚会長さんからありましたように、年々会員数が減少し、クラブ数も減っております。そのような中で、各クラブは健康活動・奉仕活動・学習活動等々、工夫をこらして活動を展開しています。

老人クラブ連合会も会員を増やしていこうと活動を展開しておりますが、補助金を減らされたのではその気力もなくなってしまうので、基本額の4万8千円は現状維持していただいて、事務局から会員数が30名以下とか100名以上と会員数にばらつきがありますので、それを調整する方法を市の方で考えていただきたい。

(議長)

鈴木委員から基本部分は現状維持で、加算部分はもう少し増やしてもらいたいとのご意見がありました。他にご意見はございますか。

(鈴木(孝)委員)

今老人クラブについて申し上げましたが、地区社協につきまして説明させていただきたいと思います。お手元に地区社協活動マップを配布いたしました。市内に小学校が15校あり、その小学校単位で地区社協を組織しております。各小学校単位で地域社会福祉の増進のため、自治会、婦人会、老人クラブ、民生児童委員、ボランティア等が地区社会福祉協議会通称地区社協として活動を展開しております。地域特性に合わせて様々な活動を展開しております。活動内容ではサロン活動としてご高齢な方に来ていただいている話をするなど、敬老事業として地域の特性に合わせて敬老事業を展開しています。健康事業は健康体操等、見守り活動は独居老人の方の見守りをしていく、介護教室等地域の特性を生かした活動をしているところです。地域に住む住民が心安らかに生活できるよう、知恵と力を出し合って地域づくりに活動しております。

今回、地区社協の活動の見直しが必要となっております。それは敬老活動ですが、今までは一律15万円だったものを若干見直しを図っていこうということでございます。やはり、100人以上の所はお金をかけられない。少しお菓子を配って地域のボランティアの発表の場としたり、予算に余裕があるところは、お弁当を配ったり地域の特性を生かした活動をしているところです。

社会福祉協議会としては、地域の活動を支援していく立場から平成25年度から28

年度までの4年間の地域福祉活動計画を策定しております。その中で財源を確保しながら、地域の方々の活動を支援していきたいとの考え方をもって進めております。その財源は社会福祉協議会でいただいております会費の約56%と赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動等で皆さんからいただいた寄付の約40%を当てるという形で財源を確保し、地区社協の活動を支援していきたいと考えております。このようなことを踏まえまして今回の改正案について、ご審議いただければありがたいと考えております。

(議長)

ただ今、鈴木孝夫委員から地区社協の現状について説明がありました。先ほどは、老人クラブ等活動補助金についてご意見をいただきましたが、地区敬老行事支援事業実施要領の予算部分の改正については、ご意見はございますか。

(大野委員)

第5条の基本額、行事实施実績加算額、参加者総数加算額と書いてありますが、敬老事業だけを指しているのではなく、地区社協全ての事業を指しているのですか。

(事務局)

敬老事業に対する助成金です。これまでの経緯をお話しますと、地区社会福祉協議会に対する支援についてこれまで何回か会議を重ねる中で地区社協ごとに格差が生じているので助成金について、考えていただきたいとのことでした。

当時は、高齢者の人口の分布が顕著になっているとのことで、高齢者人口に合わせて配慮願いたいのご意見がありましたが、地区社協の敬老行事は、その地区ごとに独自性をもった形で実施していただいております。内容もさまざまですので高齢者の人口のみで助成金を支給することはしなかったという経緯がありました。現在活動の内容を考慮に含めていきたいということで、今回提案させていただいた一部改正の内容となっております。

(鈴木(孝)委員)

今の質問にもありましたが、第1条の地区の高齢者を敬愛し、長寿を祝う地区敬老行事を開催する団体とありますが、この地区敬老行事には、地区社協活動マップに載っている「ふれあいサロン」、「ふれあいコンサート」や食事会は含まれず、敬老会という大会のみの補助金ですか、それとも微笑みサロンとか食事会等も含まれているのですか。敬老大会だけでは意味がないので、ふれあいサロンや食事会が含まれるのであれば、意味があると思うのですが、含まれるかどうか伺いたい。

(事務局)

敬老大会だけではなく、年中通して行っている高齢者向けサロンだったり、食事会を敬老行事として捉えております。

(大野委員)

私たちの地区社協は今までいただいていた額がこの資料から計算すると減るのではないかと思うのですが、それはそれとして、敬老事業を各地区社協で行うために名簿をいただくとありますが、民生委員は名簿のコピーは禁止となっておりますが、地区社協はコピーを含めて返還することでコピーすることができるとなっておりますが、コピーが氾濫しています。個人情報保護の観点から民生委員と同じような扱いをしてもらいたい。

(事務局)

私どもで、再考いたします。

(鈴木(孝)委員)

今、事務局から敬老事業だけではなく、サロン事業も含めて1地区15万円という話がありました。地区社協では、今まで敬老会の報償費として15万円いただいて、事業展開しております。その他の活動については、社会福祉協議会から1地区51万円を出しておりますので、その中で活動を展開している状況ですが、敬老会は報償費として出しておりました。

今度は基本額13万円で開催日数だとか、人数だとかで決まるのであれば、報償費ではなく委託費、今まで行政で行っていたものを、行政に変わって地区社協でお願いする費用との考え方も出てくる訳でして、今までは15万円の中でやってきたのですが、いろんな活動費を含めてやっていたのが、今度はいろんなものを含めてやるのだというと、地区によっては下がるということになると、考え方も変わってくるし、いろんな面でマイナスが出てくるだろうし、そのようなことが懸念されますので金額等については、踏まえて考えていただければと思います。今までから、後退しないようにお願いします。

(事務局)

鈴木委員からお話がありました、報償費の関係ですが、敬老大会に対して報償費をお支払いしていたことは今までもありません。敬老行事として年中通して活動している地区社協に謝礼として行っておりましたので、それにつきましては今までと変わりはありません。

今回提案させていただいたのは、地域格差がでていることは確かなことです。地区社協の皆様の実情に合わせた、ご努力に合わせた謝礼をしていきたいという形で内容を考えたものです。

(石塚委員)

この社協活動マップをいただきまして、私たちの老人クラブは東部地区社協と向小金地区社協に分かれていまして、先ほどから敬老事業に差があるとのお話ですが、確かにその差は歴然としております。

県の老人クラブでも今週から始まりましたが、特選演芸会というのが各市を回っておりまして、来週の12日に流山市に来るのですが、これは入場券を1,800円で買い

まして売上げの一部を老人クラブに戻してくれるので、予算にプラスしていくのですが、この敬老会も地区社協にまかせっきりでなくて、市のほうで企画して各地区社協に運営を委託して統一した敬老会をやったらいいのではないのでしょうか。

以前は文化会館で市が運営して、各地区にバスを出して実施していたのを、各地区社協にまる投げしている市も敬老精神でもっと積極的にお願いしたい。

(鈴木(五)委員)

私は反対です。自分たちでやればいい。

(議長)

今回は補助金の格差をなくそうという諮問ですから、その辺絞って議論をお願いします。

(竹好委員)

2つの改正を含めてですが、流山市も千葉県も公共団体として一つの流れがあります。補助金を交付する場合、会計検査院、議会、監査委員事務局、財政当局から見られているのは、団体の規模、団体の活動の状況を踏まえて補助の体系を見直していきなさいという方向に沿った、今回の改正案として受け止めております。大変、ご苦労されていると思います。

もう1点、老人クラブの第1条にございますが、予算の範囲内でとあります。流山市も県も財政状態は非常に厳しい状態にあると思います。そういう中で、基本額が1,400円アップする上、加算が1人100円ですが、100円でも予算を増額するという事は、並大抵のことではないと思います。県から市に補助金が出ていますが、恐らく減額されているのではないかと考えています。そのような中で、増額の方角にもって行ったのは相当のご努力をされたのではないかと考えております。

(議長)

他に、ご意見はございますか。

只今、いただきました皆様の意見と事務局の格差をなくすとの意見を反映した答申案を、私と会長職務代理とで作成し、委員の皆様にお送りしますので、ご意見等をいただきたいと思ひます。

(事務局)

私どもの案の中の第5条の基本額は1クラブ13万円になっております。その下の開催の日数と参加者数が加算の指標となっておりますが、開催日数50日を超えるかが基準になっております。参加者が千人から千5百人、次が千5百1人から2千人と千人代が基礎数値となっておりますが、この辺の基礎数値については、皆様はどうお考えでしょうか。



(櫻井委員)

現在の活動状況等のデータがないとお答えできません。

(事務局)

今回の改正に該当する地区数を申し上げますと、開催日数が50日を越える地区は、15地区中6地区ございます。行事参加者数千人から千5百人の地区が5地区ございます。千5百1人から2千人が4地区です。2千人以上が4地区でございますので、現状を下回る地区が6地区となります。それ以外は現状を上回しまして、17万円のところが1地区、16万円が7地区、15万円が1地区となります。

(漆原委員)

15地区中老人の比率が少ない地区と多い地区との差がどの程度あるのですか。

(事務局)

八木北地区が2,843人、南流山地区が1,031人です。70歳以上の人数です。

(漆原委員)

倍位の差があるんですね。やはり人数で加算しますと集める労力がどんどんかかってまいります。参加者の割合で考えたら公平になると思うのですが。

(事務局)

地区の高齢者と参加者の割合ですか。

(漆原委員)

そのようにお考えください。倍も差があると集める努力というのが大変だと思います。

(事務局)

延べ参加者数ですから、回数が多ければ参加者数は増えると思いますので、参加される人数もありますが、開催される回数を増やすのも着目する点だと思います。

(落合委員)

今の高齢化率で言ってしまうと70歳以上の方が全員参加されているわけではなくて、役所の考え方がより現実的であると考えます。

(鈴木(孝)委員)

確認ですが、行事实績加算額で、開催日数50日とあるのは地区社協が活動していく中で、どれだけ集まったかをカウントするものですか。もう1点は、参加人数で千5百とか2千とかありますが、これは延べの参加者数ですか。確認させてください。

(事務局)

委員のお考えのとおりです。開催の件数については、いきいきサロンだったり食事会

だったり敬老会もそうです。地域の高齢者を集めて地区社協が実施する全ての事業で、参加人数については、その事業に参加した延べ人数になります。

(大野委員)

延べ人数とは、お手伝いした人もいいのですか。1つの行事をするにも2から3回くらい集まって準備をし終わったら、反省会をしたりする全てを含めて良いということですか。

(事務局)

地区社協の皆様が事業で招いている、来ていただいた高齢者の数で事務局としての人数ではないと考えていますが。現実的には地区社協の皆様も高齢化していますので、人数を報告していただくときに統一した考え方で集計する必要があります。そちらにつきましては、調整させていただきます。

(大野委員)

現実的に考えて、50回は開催できないです。

(竹好委員)

基準作りの参考ということで、たとえば第1部で歌手を呼んで歌を鑑賞しました。第2部カラオケ大会をしましたという場合、何回とカウントするのか。何人とカウントするのか。そういう細かい点も決める必要があるのかなと思いました。

(鈴木(孝)委員)

先ほどお話がありましたが、15地区のうち6地区が下回るとの計算になるとのことですが、私どもとしては現状を下回ることがないような算出方法を考えてもらえたらありがたいと考えています。

加算の方で、下回らないような計算にならないかと考えたのですが。市の財政から難しいかもしれませんが、何とかならないでしょうか。

(事務局)

今回の地区社協の報償費の見直しを皆様に提案したのは、努力されている地区社協の皆様には、傾斜配分するべきだろうというのが基本的な考え方です。

もう1つ、こういう言い方は失礼ですが、一生懸命やっただけであれば額については加算させていただきます。ただし、先ほど鈴木委員からもご指摘がありましたが、あまりにもハードルが高いとそのハードルに手が届かないということでは、お話の外になってしまうので達成可能なハードルにしたいと考えております。

(議長)

先ほども申し上げましたが、答申案を、私と会長職務代理者とで作成し、委員の皆様

に郵送しますので、ご意見等をメール、ファクスなどの方法で事務局あてにいただきたいと思ひます

次回の審議会では、再度調整した答申案を皆様にお示しし、再度ご意見をいただきながら答申書を作成したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

< 拍手あり >

(議長)

ありがとうございました。それでは、6報告(1)会長職務代理者について (2)福祉施策審議会委員の定数の変更について、併せて事務局からお願いします。

(事務局)

(1)の会長職務代理者について説明させていただきます。

流山市福祉施策審議会は、流山市附属機関に関する条例に基づき設置されておりますが、同条例第3条第4項で「副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する」と規定されております。現在、会長職務代理者が不在ですので、中会長から会長職務代理者を指定していただきたいと思ひます。

(議長)

学識経験を有する者で選任されております、小島(おじま)委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(事務局)

小島委員、よろしいでしょうか。

(小島委員)

よろしくお願いします。

(事務局)

(2)福祉施策審議会委員の定数の変更について説明します。本日お配りしております流山市附属機関に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

1点目ですが、改正前の9番目をご覧ください。ここに市民を代表するものとなっております。ここですが、流山市自治基本条例で参加対象を市民等としていること、流山市市民参加条例で委員等の規程にかんがみ、流山市福祉施策審議会の委員の構成を市民の代表する者から市民等に変更させていただきたいのともう1点は委員構成する定員ですが、1番の福祉サービスの提供を受けるものの代表を4人と規定されておりました。これが、4人から改正後2人に変更させていただきます。2番のボランティア団体を代表するもの2名を1名に3番社会福祉法人の役員または職員を4名を2名に市民等を7名に変更させていただきます。

この変更につきましては、市民参加条例第7条第1項に委員の3分の1が公募により

募集される市民等に努めなければならないと規定されておりますので、全体数を変更することなく1, 2, 3番の数を減らすことで、対応させていただきたいことをご報告させていただきます。

(議長)

何か、質問等がございましたらお願いします。

(鈴木(五)委員)

いつからですか。

(事務局)

今回の委員の任期が11月21日となっておりますのでそれ以降になります。

(議長)

他に、事務局からありますか。

(事務局)

次回の福祉施策審議会の開催時期は、8月上旬となる予定ですのでよろしくお願い致します。

(議長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。